食品衛生法フタル酸規制 東京・大阪説明会での質疑応答(追加)

(問 15 (追加))

ひとつの玩具に複数の材質(「PVC」「PU」「ゴム」)が使用されている場合、スクリーニング検査は可能か。

(答)

検査機関において部分毎に規制値を超えるものを見落とさないよう試験精度が確保できるのであれば、同じ試験方法によりスクリーニング検査を行って差し支えない。 ただし、バックグラウンド値よりも高いピークが確認される場合等、不適合となる部分の存在が示唆される場合には、部分毎に試験を行い不適合部分を確認する。

(間 16 (追加))

「PU」「ゴム」の塗膜検査については、採取できる試料が少量であっても、(検査機関の技量に応じて)検査可能であれば、検査を行うということか。

(答)

試料が1g採取できなくても試験可能であれば試験を行う。

(参考)

「おもちゃに係る改正に関するQ&A (その3)」(平成20年8月12日食安基発第0812001号) Q&A4 (PVC 塗膜のフタル酸検査の最小検体量)参照

(問 17 (追加))

材質と塗膜に様々な材質が使われている場合(例えば、ゴムの上に PVC 塗膜、PVC の上に PU 塗膜がある場合)、試験はそれぞれ別に実施しなければならないのか。

(答) 間 15 に準ずる。